

公 示

次のとおり自動販売機の設置による営業を希望する者を公募します。

令和3年1月7日

大 阪 航 空 局
北九州空港事務所長 安藤 勲

1. 営業概要

(1) 営業名

大阪航空局北九州空港事務所庁舎内における自動販売機（清涼飲料）の設置

(2) 営業内容

大阪航空局北九州空港事務所庁舎内に自動販売機を設置し、清涼飲料の販売を行う。

(3) 営業期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、必要に応じ5年を超えない範囲で1度期間を更新し、営業を行うことができる。

2. 自動販売機の設置対象施設

大阪航空局北九州空港事務所庁舎

所在地 〒800-0306 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番

3. 国有財産の使用許可

(1) 本営業を行う者は、営業場所に係る国有財産法第18条の規定に基づく使用許可（以下、「国有財産使用許可」という。）を受けるとともに、当該国有財産の使用料を納付しなければならない。

(2) 国有財産使用許可は大阪航空局長が行う。

(3) 使用許可期間は5年以内とする。

4. 応募参加資格

(1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当していない者であること。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

また民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

同じ。)でないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5. 応募申込手続き

(1) 担当部局

〒800-0306 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
国土交通省大阪航空局北九州空港事務所 管理課
電 話：093-474-0204
FAX：093-473-4335

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

令和3年1月7日から令和3年1月28日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までの間に上記(1)において書面により交付する。

(3) 説明会の日時、場所

開催しない。

(4) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

令和3年1月28日午後5時までに上記(1)に持参又は郵送(但し書留・宅急便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)により提出する(部数1部)。郵送による提出者は、提出書類の写しを保管するとともに、発送後速やかに発送日及び到着予定日を(1)あてに連絡すること。なお、提出期間内に到着しなかった場合は不受理とするので、郵送にあたっては確実に届くように留意すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記5.(1)に同じとする。
- (3) 応募申込書及び国有財産使用許可の申請書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された応募申込書等は、提出者に無断で他の目的へ使用しない。
- (5) 応募申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込を無効とするとともに、記載を行った提出者に対して、指名停止を行うことがある。
- (6) その他詳細は募集要項による。